

2021 年 JAPAN CUP 公式規則

第 1 章 総則

第 1 条 (大会の運営)

1. 2021 年 JAPAN CUP 国際法模擬裁判大会 (以下、「本大会」) の運営は、国際法学生交流会議執行委員会 (以下、「執行委員会」) が行う。
2. 国際法学生交流会議の規則、組織、人事、予算等は、国際法学生交流会議規則が定める。

第 2 条 (裁判の構成)

裁判は、書面陳述 (以下、「書面」) と口頭弁論 (以下、「弁論」) からなる。

第 2 章 問題文及び補足説明

第 3 条 (問題文)

1. 問題は日本語で作成する。
2. 問題の公表は、執行委員会が行う。
3. 主催者はその裁量により、大会に必要な範囲で問題に関する補足説明を行い、公表することができる。

第 3 章 参加及び資格

第 4 条 (チームの資格)

1. チームは、国際法学生交流会議規則第 6 条に定める国際法模擬裁判大会の会員 (以下、「会員団体」) より 1 つのみ参加できる。
2. 会員団体については、国際法学生交流会議規則第 6 条に従うものとする。

第 5 条 (チームの構成)

1. 各チームは、弁論者 4 名以内で構成されるものとする。ただし、原告及び被告それぞれ 1 名の補佐人を伴うことができる。
2. 同じチームの原告及び被告が同一の法廷で対戦することはない。

第 6 条 (チームメンバーの資格)

チームメンバーは、学士号を持たない大学在学者に限る。

第 7 条 (準備作業)

1. 書面の執筆と弁論の準備については、会員団体の者のみで行うものとする。ただし、第 2 項の範囲内での指導を受けることを妨げない。

2. 教員及び大学院在学者等、各チームを指導する立場にある者は、学生の自主性を損なうような指導を行ってはならない。
3. 前二項の規定にかかわらず、新規参加チームの指導にあたる者は、学生の自主性を著しく損なわない範囲で必要な指導を行うことができる。
4. 本条の適用上、新規参加チームとは、過去4年の間、本大会に参加していない会員団体より参加するチームを指す。ただし、一度新規参加チームの要件を満たしたチームは、3年の間その資格を有する。

第4章 参加登録

第8条（参加登録）

1. 本大会への参加を希望するチームは、チームとしての参加登録を行わなければならない。登録期限は、別途通知する。
2. 本大会への参加を希望するチームは、本条第1項の参加登録の際に参加登録費を支払わなければならない。参加登録費用及びその期限は別途通知する。ただし、参加登録費用を支払った場合、途中で大会への参加を辞退したとしても返金しない。

第9条（弁論者及び補佐人の登録）

1. 本大会への参加を希望するチームは、弁論者及び補佐人名簿を、別に定める期日までに執行委員会に提出しなければならない。
2. 登録後、弁論者及び補佐人の変更は認めない。弁論者又は補佐人を、前項の規定により提出された名簿に登録されていない者に変更すること、並びに当該名簿に登録された弁論者の弁論順序を変更することは、弁論者及び補佐人の変更とみなす。ただし、当該名簿の提出後にやむをえない事由で弁論者及び補佐人を変更しなければならない場合には、チームの代表者は大会開始前に速やかに執行委員会に届けるものとする。
3. 前項の規定は、補佐人が弁論者の代わりに弁論することを妨げるものではない。ただし、補佐人が弁論する場合には大会開始前に速やかに執行委員会に届けるものとする。
4. 前項の違反については、第39条の2に定める弁論の罰則によって個人弁論素点から減点する。

第10条（チームナンバーの付与）

参加チームの登録後、それぞれのチームには、チーム識別のためのチームナンバーが割り振られる。

第11条（対戦チームの決定）

対戦チームは、第14条にもとづく書面の提出後、本規則とは別個に行われる抽選により決定するものとする。

第5章 裁判官

第12条（裁判官の依頼手続及び資格）

裁判官の依頼に関する手続は、附属書でこれを定める。

第13条（組み合わせの制限）

次の各号に例示するような事情がある裁判官は、それが不公平な結果をもたらすおそれがある場合、原則として予選弁論ラウンドにおいて、裁判官として審理に加わることができない。

1. 審理する法廷において、弁論する大学がその裁判官の出身大学である場合
2. チームメンバーと過度な関わりをもつ場合

第6章 書面

第14条（書面の提出）

1. 本大会に参加するチームは、書面を提出しなければならない。
2. 提出期限及び提出先については、別途通知する。

第15条（書面の提出方法）

各参加チームは電子メールにより、Word(.doc/.docx)ファイルの形式で、原告及び被告の書面の電子ファイルを提出するものとする。書面の提出先は別途通知する。

第16条（電子ファイルの満たすべき条件）

第15条に基づき提出される電子ファイルの内容は、次に掲げる各号の要件を満たすものとする。

1. ファイルの形式は、Word（.doc/.docx）とすること
2. 提出するファイルの名前に、次に掲げる2項目を記載していること
 - a) 2021年 JAPAN CUP 国際法模擬裁判大会の書面であること
 - b) チームナンバー
3. ファイルには、チームナンバーを除くほか、大学名及び作成者名等作成したチームが識別できるような記録が残らないこと、並びに問題に用いられていない個人名が記載されていないこと

第17条（書面の形式）

書面は、次に掲げる各号の条件を満たす形式のものとする。

1. A4 版横書きで、読みやすいもの。

2. 日本語で書かれていること。ただし、脚注、固有名詞及び引用文献一覧に関しては日本語に限定しない。
3. 大学名又は問題に用いられていない個人名が記載されていないこと。
4. 理由付け（本文）については、Word のページ設定において、1 ページあたり注を含めて、30 行以内（1 行あたり 35 字以内）に設定する。

第 18 条（書面の構成）

書面は、次に掲げる各号の項目及び順序で構成される。

1. 表紙
2. 目次
3. 事実の要約
4. 請求の内容
5. 理由付け（要約）
6. 理由付け（本文）

ただし、注を含めて 10500 字以内とする。文字数の勘定は、Word の文字カウント機能の「単語数」の項目によってこれを行うものとする。

7. 引用文献一覧（判例を含む。文献の対応ページを書くことを要しない）

第 19 条（書面の表紙）

書面の表紙は、次に掲げる各号の要件を満たすものとする。

1. 表紙に用いられている言語が、日本語若しくは英語、又はその両方であること。
2. 紛争当事国の国名の英語表記が、次の通りであること。

Applicant: the Kingdom of Algaria（なお、カナ表記はアルガリアとする。）

Respondent: the State of Rosalia（なお、カナ表記はロザリアとする。）

3. 原告書面の表紙については赤色、被告書面の表紙については青色であること。
4. 書面を作成した大学及び個人名が識別できないこと。
5. 2021 年 JAPAN CUP 国際法模擬裁判大会の書面であることが明記されていること。
6. 両紛争当事国名及び原告又は被告いずれの書面であるかが明記されていること。
7. チームナンバーが明記されていること。
8. 事務処理及び書面裁判官の審査において、妨げとならないこと。

第 20 条（著作権）

提出された書面の著作権は、執行委員会に属する。

第 7 章 弁論

第 21 条（法廷の構成）

1. 弁論の行われる法廷は、3人以下の裁判官により構成され、各法廷の裁判官のうち1人を裁判長とする。
2. 裁判長及び裁判官は、執行委員会が委嘱する。
3. 各法廷には、執行委員会が任命したタイムキーパー1名及び廷吏1名をおく。ただし、兼任を妨げない。
4. 執行委員会は、本規則の解釈等について裁判官を補佐する者若干名を、必要に応じて、各法廷に置くことができる。なお、裁判官を補佐する者には、タイムキーパー及び廷吏が含まれる。

第22条（タイムキーパー）

タイムキーパーは、弁論者が第1声を発した時点より、時間の計測を開始する。タイムカードの進行は国際基準に従って行う。

第23条（使用言語）

法廷での弁論及び質問は日本語で行う。

第24条（弁論の順序）

弁論は、原告の主弁論、被告の主弁論、原告の反論、被告の再反論の順で行うものとする。

第25条（主弁論）

主弁論で弁論できるチームメンバーの人数は、1チームにつきのべ2人以下とする。また、原則として1人の弁論者が予選ラウンドにおいて3回以上の弁論をすることは認めない。

第26条（反論及び再反論）

1. 原告又は被告の弁論者が2人で構成される場合であっても、反論又は再反論は、弁論者の1人がこれを行うものとする。
2. 反論は、被告が行った主弁論に対するものでなければならず、新たな主張を行ってはならない。
3. 再反論は、原告が行った反論に対するものでなければならず、新たな主張を行ってはならない。

第27条（弁論の時間）

1. 弁論の時間は、原告、被告それぞれ、主弁論と反論（再反論）を合わせて30分以内とする。ただし、裁判長は、原告及び被告それぞれに対して、主弁論につき、5分を越えない範囲で延長を認めることができる。反論及び再反論における延長は認められないものとする。

2. 1人の弁論は、主弁論と反論（再反論）を合わせて20分以内とする。ただし、裁判長により認められた延長の時間は、これを含まない。また、弁論者が1人の場合には、30分以内とする。

3. 原告（被告）は、反論（再反論）のために、あらかじめ裁判長に申請して、持ち時間中5分以内を留保することができる。

第28条（弁論者の義務）

弁論者は、次に掲げる各号の事項を遵守しなければならない。

1. 弁論者は、独力で弁論しなければならないが、弁論している間は、他人と口頭又は文書で連絡してはならない。

2. 原告席及び被告席に着席している者は、互いに、口頭で連絡してはならない。ただし、テキストチャット機能を有するソフトウェアを介して行う連絡といった、口頭以外の連絡は認められる。

3. 原告席及び被告席に着席している者は、それ以外の者と、一切の連絡をとってはならない。

4. 主弁論の内容は、書面の内容と著しく離れてはならない。

第29条（法廷の傍聴）

各法廷において、原則として録音及び撮影を一切禁止する。ただし、各法廷において執行委員会は試合の録音及び撮影をすることができる。なお、録音及び撮影したファイルの著作権は、執行委員会に属する。

第29条の2（通信技術上の不具合）

1. 裁判に参加するにあたって、チームに通信技術上の問題が発生した場合、そのチームは、問題が発生した旨をただちに執行委員会に連絡するものとする。

2. 裁判手続きの進行中に通信技術上の問題が発生した場合、執行委員会は、その裁量を行って使用するものとする。

3. 裁判開始時刻から30分が経過した後も、通信技術上の問題により一方のチームが法廷に現れなかった場合、執行委員会は、一方当事者のみで弁論を進めることを認めることができる。一方当事者のみの弁論を行うことを決定した場合、第30条の2の規定に従うものとする。

4. 以下に掲げる場合、15分間一切の裁判手続きの進行を中断する。

a) 通信技術上の問題により弁論者が法廷から退出したとき。

b) 通信技術上の問題により裁判官が法廷から退出したとき。

c) その他、執行委員会が、通信技術上の問題により裁判手続きの進行が困難であると認めたとき。

5. 執行委員会が、前項の 15 分以内に裁判手続きを中断すべき事由が消滅したと認めた場合、執行委員会は裁判手続き再開の宣言を行い、その時から、中断していた一切の裁判手続きを再開する。
6. 執行委員会が、第 4 項の 15 分が経過した後もなお、裁判手続きを中断すべき事由が継続していると認めた場合、裁判手続き再開の宣言を行い、その時から、中断していた一切の裁判手続きを再開することができる。その場合、執行委員会は、宣言と同時に、次の措置を講じることができる。
 - a) 第 4 項 a) の事情が継続している場合：退出した弁論者は欠席したものとみなす。その場合、欠席したとみなされた弁論者を含むチームは弁論点全てを失う。ただし、そのチームのもう一方の弁論者は弁論をすることができ、その個人弁論素点は採点される。
 - b) 第 4 項 b) の事情が継続している場合：退出した裁判官は採点を辞退したものとみなす。その場合、法廷に残った他の裁判官の採点の平均値を算出し、その値を退出した裁判官の採点結果とする。
7. 前項の場合においては、第 9 条 2 項にかかわらず、執行委員会が、弁論者又は弁論順序の変更を認めることを妨げない。弁論者の変更を行った場合であっても、変更前の弁論者が弁論を行ったとみなして採点を行う。

第 8 章 進行手続

第 30 条（予選）

1. 予選の試合数は 2 回とし、参加チームの中から準決勝に進出する上位 4 チームを決定する。
2. 各チームの原告及び被告双方が、それぞれ 2 度弁論を行い、チームの総合得点により順位を決定する。
3. 予選のチームの組合せは、まず、無作為抽選によって行われる。組合せ及び対戦相手のメモリアルは予選の開始当日又はそれより前に、チームに配布される。執行委員会は、チームの欠席、その他の不測の事態に対処するために、組合せを修正することができる。チームが新たに組み直された場合、合理的に可能な限り早くに、ただし新しく組み直された対戦の始まる少なくとも 15 分前には、新しい対戦校のメモリアルがチームに提供されなければならない。

第 30 条の 2（一方当事者のみの弁論）

1. 一方のチームが予定された弁論に現れず、組合せを修正する時間がないといった例外的な状況においては、執行委員会は、30 分待った後に、一方当事者のみで弁論を進めることを認めることができる。一方当事者のみの弁論においては、出席しているチームは主弁論を行い、裁判官によって、可能な限り不在のチームが出席し、主張を行ったかのようにその弁

論を評価される。原則として、この場合、予定された弁論に出席できなかったチームは、弁論点全てを失う。

2. 執行委員会は、時間及び運営上の事情が許すならば、対戦の後に、欠席チームのために追加の一方当事者のみの弁論を予定することができる。追加の弁論における欠席チームの成績は、元の弁論点に影響を与えるものではなく、弁論者個人の点数計算のみの目的で用いられる。

第 31 条（準決勝）

1. 準決勝は、総合得点が高い上位 4 チームにより行う。
2. 準決勝においては、進出チームのうち総合得点によって決せられる予選ラウンドにおける順位が 1 位と 4 位、2 位と 3 位のチームがそれぞれ対戦するものとする。同順位に複数のチームが存在する場合には、総合書面得点により順位を決定する。原告及び被告の選択権は、1 位と 2 位のチームに与えられる。
3. 準決勝に出場する弁論者 2 名以内及び補佐人 1 名以内については、第 8 条ないし第 9 条に基づき登録された、第 5 条 1 項上の進出チーム構成員 6 名以内の中から自由に選出することができる。
4. 準決勝は、2 勝利ポイント以上を獲得したチームを、勝ちとする。勝利ポイントは、各裁判官につき裁判官別合計弁論得点の高いチームに 1 ポイントが与えられる。ただし、このとき裁判官会議の確認を経ることを要する。なお、総合書面得点及び予選の成績は考慮されない。
5. 準決勝における弁論は、原則として 3 人の裁判官によって審査される。2 人の裁判官によって審査される場合、2 人の裁判官の裁判官別合計弁論得点の平均点を残り 1 人の裁判官の裁判官別合計弁論得点とする。
6. 準決勝敗退チームのうち、準決勝における弁論得点と総合書面得点の合計点の高い参加チームを総合第 3 位とする。

第 32 条（決勝）

1. 準決勝の各勝利チームは、決勝進出権を獲得する。原告及び被告の選択権は、準決勝における弁論得点の高いチームに与えられる。
2. 決勝に出場する弁論者 2 名以内及び補佐人 1 名以内については、第 8 条ないし第 9 条に基づき登録された、第 5 条 1 項上の進出チーム構成員 6 名以内の中から自由に選出することができる。
3. 決勝においては、過半数の勝利ポイントを獲得したチームを、優勝とする。勝利ポイントは、各裁判官につき裁判官別合計弁論得点の高いチームに 1 ポイントが与えられる。
4. 決勝における弁論は、3 人以上の裁判官によって審査される。
5. 勝利ポイントが同数の場合は、裁判長に更に 1 ポイントが与えられる。

第 32 条の 2 (弁論辞退)

1. 準決勝及び決勝進出チームは、やむを得ない事情がある場合には、準決勝及び決勝法廷における原告及び被告の選択が行われる前に限り、法廷での弁論の辞退を執行委員長に申請することができる。
2. 準決勝において前項の弁論辞退が認められるときは、予選ラウンドにおける順位が下位のチームが順番に繰り上がり、繰り上げた順位に従い第 31 条に基づき準決勝を行う。
3. 決勝において第 1 項の弁論辞退が認められるときは、準決勝において辞退チームと対戦したチームが決勝進出権を獲得する。

第 9 章 得点集計

第 33 条 (書面及び弁論の独立審査)

書面及び弁論は、それぞれ独立して評価の対象となる。

第 34 条 (採点総則)

1. 「得点」は、本章に定める素点から本規則第 10 章に定める減点を差し引いた点数とする。
2. チームの総合得点は、総合書面得点と総合弁論得点の合計からなる。
3. 総合書面得点は、原告及び被告の書面得点を合算し、それを 2 倍したものとする。
4. 総合弁論得点は、原告及び被告の弁論得点を合算したものとする。

第 35 条 (書面素点の計算)

1. 原告及び被告の合計書面素点は、各裁判官がそれぞれ審査した書面素点を足したものである。
2. 前項の計算に当たっては、次に掲げる各号による。
 - a) 1 書面あたりの裁判官が 1 人の場合、原告及び被告の合計書面素点は、裁判官の審査した書面素点を 2 倍したものとする。
 - b) 1 書面あたりの裁判官が 2 人の場合、合計書面素点は 2 人の書面素点を足したものである。
 - c) 1 書面当たりの裁判官が 3 人の場合、合計書面素点は 3 人の書面素点を足し、その合計点を 3 分の 2 倍したものとし、小数点は切り捨てるものとする。
3. 書面素点は、各裁判官がそれぞれ審査した次に掲げる各号の書面項目素点を足したものである。各採点項目の配点は、10 点から 25 点の整数点とし、その基準点を 18 点とする。
 - a) (論理構成) 事実を把握し、必要な論点を抽出して、一貫した論理を構成する能力
 - b) (法規範) 適用可能な国際法に関する知識とその見解
 - c) (証拠) 証拠を踏まえ、それを自在に提要する能力
 - d) (徹底性) リサーチ及び論述の徹底性、明解さ

第 36 条（弁論素点の計算）

1. 用語法

- a) 原告及び被告の合計弁論素点は、第 1 弁論者及び第 2 弁論者の個人弁論素点を足したものととする。
- b) 個人弁論素点は、各裁判官が付けた裁判官別個人弁論素点を足したものととする。
- c) 裁判官別個人弁論素点は、裁判官が各弁論者に対してつけた弁論項目素点を裁判官別に足したものととする。
- d) 弁論項目素点は、各裁判官が第 3 項に定める項目ごとに、各弁論者に対して与える素点を指す。

2. 補則

- a) 前項 a 号において、弁論者が 1 人の場合には、原告及び被告の合計弁論素点は、当該弁論者の個人弁論素点の 2 倍とする。
- b) 前項 b 号においては、前条第 2 項を準用する。同条項中「合計書面素点」は「合計弁論素点」と、「書面素点」は「裁判官別弁論素点」とそれぞれ読み替えるものととする。

3. 弁論素点は、次に掲げる各号の項目について審査された素点を指す。配点は、10 点から 20 点の整数点とし、基準点は 14 点とする。

- a) （論理構成）事実を把握して、必要論点を抽出して、一貫した論理を構成する能力
- b) （法的な知識）国際法をはじめとする広範な法的知識
- c) （法の事実への適用）適用可能な国際法の知識とその見解及び証拠を適切に援用する能力
- d) （質問に答える技術）質問への応答を通しての的確性及び明確性
- e) （弁論態度）心証をはじめとし、その他、声の大きさ、裁判官とのアイコンタクト等といった、法廷における弁論中の一連の態度

第 10 章 罰則

第 37 条（書面の罰則）

本規則第 6 章の違反に対する罰則については、次に掲げる各号に定めるとおり合計書面素点から減点するものととする。

- a) 電子ファイルの遅刻(第 14 条違反)：1 日遅れた場合は 30 点、2 日遅れた場合は 50 点。3 日以上遅れた場合は失格。
- b) 理由付（本文）の字数超過（第 18 条 6 項違反）：理由付け（本文）の総文字数が 1 字以上 1050 字未満の超過の場合 5 点、総文字数が 1050 字以上 2100 字未満の超過の場合 10 点、総文字数が 2100 字以上の超過の場合 15 点。注は総文字数に含む。
- c) 理由付（本文）の字数及び行数超過（第 17 条 4 項違反）：書面の Word のページ設定が、1 ページあたり注を含めて 30 行以内、1 行あたり 35 文字以内に設定されていなかった場合

5点。

d) 書面の構成の欠落（第18条違反）：1項目につき10点。規定された順序に従っていない場合5点。

e) チームの識別及び問題文に使用されていない個人名（17条3項違反）：作成チームを識別できる及び問題文に使用されていない個人名が使用されている場合5点。

f) その他の違反 1項目につき、一律5点。

第38条（書面の減点事由に対する不服申し立て）

第16条から第19条に掲げる書面の形式的減点事由に関して、執行委員会の出した書面点数に不服がある場合には、正当な理由がある場合に限り、別途通知する期間内に電磁的方法により異議の内容及び理由を明らかにして、これを行うことを要する。

第39条（弁論の罰則）

1. 弁論における違反についての罰則は、次に掲げる各号の通りとする。ただし、違反の認定に当たっては、当該法廷の裁判官による協議を経るものとし、減点の合計は20点を超えないものとする。

a) 相手チームの弁論を妨害する行為をとった者は、個人弁論素点より5点減点とする。

b) 本規則第28条(弁論者の義務)第4項に定める書面と弁論の内容連結について、書面に記載していない事項を新たに付け加えた場合にのみ、個人弁論素点より5点減点とする。

c) 法廷開催中において、弁論者同士、弁論者と補佐人間、又は弁論者と傍聴席間のアイコンタクトや会話等、自チームとの交信をした者は、個人弁論素点より5点減点とする。

d) その他非紳士的行為について、個人弁論素点より5点減点とする。

2. 弁論における対戦相手チームのルール違反については、当日配布される所定の書面に記載し、弁論終了後10分以内に、大会本部へ提出することを要する。

第39条の2（事前登録と異なる弁論の罰則）

事前登録と異なる弁論に関する違反についての罰則は、次に掲げる各号の通りとする。ただし、違反の認定に当たっては、会員団体の代表者との協議を経るものとし、この条の規定による減点と前条の規定による減点の合計は、20点を超えないものとする。

a) 第9条1項の規定により提出された弁論者及び補佐人名簿に登録された弁論者の弁論順序を変更した場合、変更した者の個人弁論素点より5点ずつの減点とする。

b) 第10条1項の規定により提出された弁論者及び補佐人名簿に弁論者として登録されていない者に、執行委員会への届出なく、弁論者を変更した場合、変更した者の個人弁論素点より10点減点とする。

第11章 賞

第 40 条（弁論の順位）

1. 弁論順位は、弁論者が参加した予選法廷の中で獲得した個人弁論得点の 2 回の合計点により決する。ただし、弁論者が 1 回しか弁論をしていない場合、弁論順位はその者の点数を 2 倍したもので決する。
2. 個人弁論については、原告及び被告それぞれ第 1 位から第 3 位までに優秀賞を与える。ただし、個人弁論の順位は、原告及び被告それぞれ第 10 位まで発表される。
3. 予選ラウンドでの個人弁論得点の 2 回の合計点が最も高い者には、最優秀弁論賞及び外務大臣杯を与える。なお、最高得点者が複数名存在する場合には、一法廷の合計得点が最も高い者を最優秀弁論者とする。

第 41 条（書面の順位）

書面の順位は、書面得点の高い順によりこれを決定し、原告及び被告それぞれ第 1 位から第 3 位までに優秀賞を与える。

第 42 条（敢闘賞）

敢闘賞は、参加年数の少ない大学又は参加人数の少ない大学の中で特に優秀な大学に対し執行委員会の選出により与えられる。

第 42 条の 2（参加証の交付）

1. 本大会に弁論者及び補佐人として出場した者に対しては、国際法学生交流会議 (ILSEC) の顧問より参加証が交付される。
2. 出場チームのその他の構成員は、所定の手続に従い参加証の交付を申請することができる。

第 42 条の 3（参加校紹介文賞）

各大学に 1 票の投票権を与え、最多票を獲得した大学に参加校紹介文賞を与える。投票の際、各大学は自校に投票してはならない。また、得票数が同点の場合には、執行委員会に一票の投票権を与える。

第 12 章 最終規定

第 43 条（改正の手続き）

1. 執行委員会がその必要を認めるときは、本規則を改正することができる。
2. 前項の場合、執行委員会は改正案について議決する前に、国際法学生交流会議規則第 5 条 2 項に定める執行委員会と会員団体代表と連絡を取るためメーリングリスト（以下、「ILSEC メーリングリスト」。）を通じて改正案を各会員団体に通知し、意見を聴取するものとする。

3. 各会員団体は、その必要を認めるときは、理由を付した改正案を執行委員会に提出することによって、本規則の改正を執行委員会に要請することができる。
4. 前項の場合につき、本条第2項を準用する。
5. 第3項に基づき提出された改正案が成立しなかった場合、執行委員会はILSECメーリングリストを通じて理由を各会員団体に通知するものとする。
6. 前項の通知に対して不服のある会員団体が全会員団体の過半数を占める場合は、代表する会員団体は、前項の通知から7日以内に、執行委員会に対して理由を付して再度の議決を要請することができる。
7. 前項の場合につき、本条第2項及び第5項を準用する。

第44条（改正の成立）

1. 本規則の改正案は、執行委員長、副委員長、及び国際法学生交流会議委員2名の賛成を含む執行委員会の出席委員の3分の2以上の賛成がある場合に成立する。ただし、前条第6項に基づいて提出された改正案については、出席委員全員がその改正案に反対する場合には限って不成立とする。
2. 改正された本規則は、速やかにILSECメーリングリストによって会員団体に通知する。

第45条（改正規則の施行）

改正された規則の施行日は、前条2項の通知があった日より起算して10日以上後とする。

第46条（解釈の一般原則）

本規則及び細則の解釈に疑義ある事項が生じた場合、又は定めなき事項について決定する必要が生じた場合には、執行委員会がその解決に当たるものとし、執行委員会の決定が最終的な効力を有するものとする。ただし、執行委員会は、解決に当たるに際し、会員団体の意見をできる限り聴取し、できる限り反映するようつとめる。

第47条（本規則の施行）

本規則は、2021年7月3日から施行する。

2010年6月10日改訂（2条1項、3項（削除）、附属書II（削除））

2011年5月28日改訂（5条、9条、15条、20条6項、30条1項、2項、3項）

2013年3月30日改訂（公式規則名称、旧第1条1項（削除）、旧第2条（削除）、第1条1項、第17条2項a、第20条5項、第33条2項、第33条6項（追加））

2013年6月24日改訂（第45条の3（追加））

2013年4月3日改訂（第46条）

2015年4月16日改訂（第24条、第45条の1、第45条の3、第46条）

2016年4月22日改訂（第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第9条、第15条、第16条、第18条、第20条、第21条、第25条、第26条、第28条、第29条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条の2、第40条、第42条、第45条、第46条、第47条、第48条、付属書第4条）

2017年5月4日改訂（第16条、第37条、第39条）

2018年5月4日改訂（第32条の2（追加）、第38条）

2019年4月13日改訂（第8条2項、第30条3項（追加）、第30条の2（追加）、第37条1項、第39条1項c）

2021年4月19日改訂（第15条1項、同条2項、第16条2項、第17条2項、第17条4項、第18条6項、第19条1項、同条9項（削除）、第21条1項、同条3項、第28条2項、第29条、第29条の2（追加）、第35条2項(c)（追加）、第37条1項(b)（削除）、同項(c)（削除）、同項(d)（削除）、同項(e)、同項(f)、第38条1項（削除））

2021年6月23日改訂（第40条3項）

JAPAN CUP	
INTERNATIONAL LAW MOOT COURT COMPETITION	
2021	
■	
■	
the Kingdom of Algaria (Applicant)	
v.s.	
the State of Rosalia (Respondent)	
■	
■	
Team Number : x	
Memorial for Applicant (/ Respondent)	

※書面表紙の例

附属書（JAPAN CUP 裁判官依頼に関する手続）

第1条（趣旨）

JAPAN CUP の裁判官の依頼に関する手続は、本附属書の定めるところによる。

第2条（依頼者）

裁判官の依頼は、ILSEC の委員長がこれを行う。

第3条（担当者）

前条に掲げる依頼に関する任務の遂行は、ILSEC の執行委員（裁判官担当）がこれを担うものとする。

第4条（依頼の条件）

①執行委員（裁判官担当）は、次に該当する者の中から順に裁判官を選定し、依頼を行う。

一 国際法を担当する現役の大学教員で、講師（非常勤を含む）以上の者。又はそれに準ずる者。

二 法曹界、又は、官界及び実業界で実務に従事する者。及び、法学を専攻する大学院博士課程の在籍者。選定に際しては、過去の国際法模擬裁判の経験を考慮する。

三 大学院修士課程（専門職学位課程を含む）の在籍者で、過去に国際法模擬裁判の経験がある者。

②裁判官の選定に際しては、過去の引受実績を考慮する。

③本条にいう国際法模擬裁判の経験とは、弁論者及び補佐人として何れかの国際法模擬裁判大会に出場したことを意味する。また、書面の作成への関与も、これに準じて扱うものとする。

第5条（手続）

執行委員（裁判官担当）は、裁判官の依頼に先立ち候補者のリストを作成し、これを顧問に提出した上で意見を求めなければならない。

第6条（附則）

本附属書は、執行委員会の承認を得た 2015 年 4 月 27 日から施行する。

2013 年 3 月 30 日改訂（附属書名称、第1条1項）